

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 12 日（火）第 105 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1  
○種畜証明書の有効期間の延長 (畜産課取扱い) 1
- 教 育 委 員 会 告 示  
○指定文化財の指定の解除（2件） (文化財課取扱い) 1
- 公 安 委 員 会 告 示  
○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第508号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 5 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人徳洲会喜界徳洲会病院	大島郡喜界町湾315番地

## 2 認定の有効期限

令和 5 年 5 月 20 日

## 鹿児島県告示第509号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により，農林水産大臣から，現在交付している種畜証明書で，有効期間内に同法第4条第1項の検査を行うことができないものについては，同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨通報があった。

令和 2 年 5 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 教 育 委 員 会 告 示

## 鹿児島県教育委員会告示第4号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第5条第3項の規定に基づき，次の表に掲げる鹿児島県指定有形文化財の指定は，令和元年7月23日付けで解除されたものとなるので，同条第4項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 5 月 12 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 告 示
三角山 I 遺跡出土品 <small>さんかくやまいち</small>	霧島市国分上野原縄文の森 2-1 鹿児島県立埋蔵文化財センター	鹿児島県	平成21年 4 月 21 日 教育委員会告示第 2 号

## 鹿児島県教育委員会告示第 5 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第31条第2項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定史跡の指定は、令和2年3月10日付けで解除されたものとなるので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 5 月 12 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

## 史跡

名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 告 示
福昌寺跡	鹿児島市池之上町1940番, 1940番11	一般財団法人島津宗家記念財団	昭和28年 9 月 7 日 教育委員会告示第26号
宗功寺墓地	薩摩郡さつま町虎居字松尾 5254番, 5255番	さつま町	昭和50年 3 月 31 日 教育委員会告示第 3 号

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第51号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 5 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 遠山の金さん2 遠山桜と華の密偵 J U D	株式会社 J F J	0P0198